

秋田地方最低賃金審議会

議 事 録

令和2年度 第4回

令和2年8月21日（金）開催

1 日 時 令和2年8月21日(金) 10時30分～11時10分

2 場 所 秋田合同庁舎 第1会議室

3 出席者

公益委員 5名中5名出席

赤坂 薫 伊藤慎一 臼木智昭 長岐和行 堀井 潤

労働者委員 5名中5名出席

秋葉 宏 今井裕子 後藤正文 佐藤伸幸 畠山百合子

使用者委員 5名中4名出席

倉部稲穂 堀江重久 若泉裕明 脇 正雄

[事務局] 秋田労働局

甲斐労働局長 酒井労働基準部長 柳原賃金室長

佐藤賃金指導官 佐々木賃金指導官

4 議 題

- (1) 秋田県最低賃金の改正決定に係る異議等の申出の取扱いについて
- (2) 秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会報告及び改正決定の諮問について
- (3) その他

5 配付資料

資料番号1 秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示(写)

資料番号2 秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示に係る異議申出について

- (1) 秋田県労働組合総連合からの異議申出(写)
- (2) 秋田県春闘共闘懇談会からの異議申出(写)
- (3) 秋田県地域一般労働組合からの異議申出(写)
- (4) 全国福祉保育労働組合秋田地方本部からの異議申出(写)
- (5) 日本自治体労働組合連合秋田県本部からの異議申出(写)
- (6) 秋田県公務公共一般労働組合からの異議申出(写)
- (7) 全日本建設交運一般労働組合秋田県本部からの異議申出(写)
- (8) 秋田県高等学校教職員組合からの異議申出(写)
- (9) 秋田県医療労働組合連合会からの異議申出(写)
- (10) 中通病院労働組合からの異議申出(写)

6 議事内容

○佐々木賃金指導官

ただ今から、令和2年度第4回秋田地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名合計14名の委員がご出席されました。最低賃金審議会令第5条第2項に定める委員の3分の2以上又は各側代表委員の3分の1以上の出席が得られましたので、本審議会は成立しましたことをご報告いたします。なお、欠席は、使用者代表委員佐藤委員でございます。

それでは、これからの進行は、赤坂会長にお願いいたします。

○赤坂会長

議事に入る前に、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名は、秋田地方最低賃金審議会運営規程第7条において、会長のほかに会長が指名した委員2名が行うこととなっておりますので、本日は、労働者代表秋葉委員、使用者代表堀江委員にお願いします。

本日審議する議題は、議題1「秋田県最低賃金の改正決定に係る異議等の申出の取扱いについて」、議題2「秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会報告及び改正決定の諮問について」、議題3「その他」となっております。

それでは、議題1の秋田県最低賃金の改正決定に係る異議等の申出の取扱いについて審議を行ないます。

はじめに、事務局から公示の結果を報告して下さい。

○柳原賃金室長

それでは、異議申出の公示結果についてご報告いたします。

概要を、机上配付させていただいております。

令和2年8月5日に開催されました第3回専門部会の終了後、本日配付しております資料番号1にあります公示文の写のとおり、同日付けで秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示を行いました。

この公示に対しまして、提出期限であります令和2年8月20日までに、合計10団体から異議申出が提出されました

それぞれの異議申出書につきましては、資料2(1)～(10)にその写を添付しております。

提出のあった団体名をご紹介します。秋田県労働組合総連合、秋田県春闘共闘懇談会、秋田県地域一般労働組合、全国福祉保育労働組合秋田地方本部、日本自治体労働組合連合秋田県本部、秋田県公務公共一般労働組合、全日本建設交運一般労働組合秋田県本部、秋田県高等学校教職員組合、秋田県医療労働組合連合会、中通病院労働組合の10団体でご

ざいます。10団体の内訳としましては、すべて労働者側からとなります。

異議の内容としましては、医療の立場や学校教育の立場などがありますが、異議申出の趣旨は、何れも同様でありますので、失礼ではあります。要約した机上配付のメモのとおり、3点に整理できるものと思われま。

1. 残念ながら答申された金額では、「ワーキング・プア」を解消することはできません。ワーキング・プアの状態を解消するためにも、時間額792円のままで、最低賃金を決定することについては不服です。

2. 今年は、東京で上げがなかったため、2円格差が解消されますが、依然221円の格差があり、合理的なものとは言えません。また、隣県3県は3円の上げとなり東北・北海道では唯一最下位となっています。

都市部と地方で最低生計費に大きな開きがないのが現実で、賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。

3. 地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け大きな打撃を受けており、異次元の金融緩和による原材料の高騰、変わらぬ低単価、売上低迷に悩み、社会保険料の負担等に苦しみ、一部の産業では人手不足による経営困難も発生しています。景気浮揚・最賃引上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業・小規模事業者の支援策の具体化は急務であり、政府に対して有効な中小企業・小規模事業者への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください。

異議申出の概要につきましては、以上でございますので、10件の異議申出について、ご審議をお願いいたします。

○赤坂会長

ただ今、事務局から報告がありましたとおり、異議の申出が提出されておりますので、審議したいと思います。

申出書を見ますと、10件とも引上げ額が不十分であるという内容で、記載されている異議の項目においては、ほぼ同じ内容であるかと思われま。

そこで審議の方法ですが、これら10件の異議申出に対して一括して審議をしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○赤坂会長

それでは、一括して審議することとします。

各側代表委員には事前に異議申出書の写しをお渡しし、内容を検討していただいておりますので、各側から異議申出に対するご意見をお願いいたします。

はじめに使側代表委員、次に労側代表委員の順にお願いします。それでは使側代表委員をお願いいたします。

○協委員

秋田地方最低賃金審議会異議申出に対する使用者側の意見を述べさせていただきます。申出事項は要約すると次の3点と思われます。

1. 時間額を2円引上げ、792円とすることに不服である。
2. 賃金格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望し、秋田県の最低賃金を生計維持に相応しい額に上げるとともに、地域間格差を是正してほしい。
3. 中小零細企業支援策をさらに強化充実させることを強く求めてほしい。

これについて使用者側の意見として、1について、今年度政府側から新型コロナウイルス感染症による雇用経済への影響が厳しく、今は官民を挙げて雇用確保が最優先課題であるとの見解を受けて、中央最低賃金審議会では具体的な目安の提示を行わず、各地方最低賃金審議会において、地域の実態にあわせた審議を行うよう見解が示されました。

使用者側としては、当初現在の経済状況からみて、リーマンショック後、また、東日本大震災後の状況を下回る情勢のなかで、現行水準の維持を基本とするという配慮が必要と判断し、据え置き・凍結とし、昨年と同額の790円を提示しました。しかしながら、雇用の確保につながる賃金格差の是正というテーマは現実のものであり、これも重要視していかなければならないのも事実である。そこで、リーマンショック後のプラス3円、東日本大震災後のプラス2円を勘案して、今年はプラス2円がぎりぎりの上げ幅という見解で792円を提示したものです。これでも影響率は9.1%ととなり、中小零細企業の経営者にとっては厳しい結果と認識しています。

2については、1で述べたように、働き手確保対策も考慮しつつ、昨年決定額プラス2円という金額で更新したが、早期に800円を確保し、全国平均1,000円を目指すという雇用戦略対話の政労使合意、これは前提である経済成長率、名目3%、実質2%という条件を満たすどころか、マイナス成長という想定外の実情を踏まえて、大幅な引上げは容認できるものではありません。

3については、この点については使用者側委員としても同感です。中小零細企業に対する政府の支援策については必要不可欠なものと判断されますので、何らかの形で記録として残していただければと思います。以上、使用者側の意見を述べさせていただきました。

○赤坂会長

次に労側者側代表委員をお願いします。

○佐藤委員

労働者側の意見を申し上げます。

2円引上げて792円にすることについて不服であるということではありますが、地方最低賃金審議会が新型コロナウイルス感染症の影響なども踏まえ目安が示されないという異例の事態のなかで秋田県最低賃金の改正決定についての諮問を踏まえて、公労使で審議を重ねた結果、全会一致で結審した金額であると思っています。

労働者側委員としては、この792円という金額については、暮らしの底上げ、格差是正、また貴重な働き手の県外流出に歯止めをかける、こういった観点からみても、また2020年までに全国平均1,000円を目指すとした雇用戦略対話の合意、これを鑑みても納得できる金額ではありません。また、ここ数年の引上げ額からみれば大変厳しい結果であったというふうには受け止めています。しかしながら、未曾有の状況下で行われた今年の審議においては県内の経済情勢が厳しさを増して、審議時点で今後の見通しも不透明な中、使用者側委員の皆さんが最終的に2円の引上げを提示していただいた姿勢を尊重させていただきました。

また、最低賃金近傍で働く労働者の賃金引上げの時期、これを先延ばしにしないこと、これも考慮し2円の引上げに賛成させていただきました。異議申し立てにある賃金格差の解消については、公正な取引、この観点から官民を問わず、公正取引の徹底を図っていただき、いわゆる買ったたき、下請けいじめなど無くし、中小規模事業者が仕事に等価した資本、時間に見合う正当な利益を得られる取り組みを政府が強力に推進することが必要であると思います。当審議会としてもこういったメッセージを発信していただきたいと考えております。加えて業務改善助成金制度の利便性の向上、最低賃金総合相談支援センターなどの相談窓口の広報強化などによる中小規模事業者への支援の具体化充実について、行政のほうでさらにきめ細かい対応をしていくことが重要であると考えております。

以上、8月5日の答申については、厳しい県内経済の情勢なども十分考慮したうえで、公労使各側の委員がそれぞれの意見を主張して、最終的に全会一致で結審したものである。こういったことから、答申の内容どおり決定していただきたいと思っております。以上です。

○赤坂会長

ご意見ありがとうございました。ただいま、双方からご意見を伺いましたが、意見としては労使ともに「申出内容について理解できるところはあるものの、8月5日の答申は十分審議を尽くした結果であり、答申どおり決定することが適当である。」とのことでした。

したがって、当審議会の結論としては、「異議申出の内容については、既に十分調査審議済みであり、8月5日付けの答申どおり決定することが適当である。」としたいと思っております。

なお、今回、中小企業・小規模事業者への支援策の強化・充実について政府に対して要望してほしいとの意見がありましたし、これについては労使とも賛成の意見をいただきました。私としても中小企業・小規模事業者への支援策の取り組みは必要であると考えますので、審議会の結論を局長あて報告する報告文の中に、「中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援策が、活用しやすく実効あるものとなるよう、また、官公需における対応を含めた取引条件の改善等に政府として引き続き取り組まれることを要望する。」という内容を盛り込んだ上で報告書を作成したいと思います。

報告文の内容については私に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○赤坂会長

それでは、ご意見を伺いましたので、異議申出に対する当審議会としての結論としたいと思います。

ここで、局長からご発言があるようですので、お願いします。

○甲斐秋田労働局長

ただ今、10件の異議申出に対して、「8月5日付けの答申どおり決定することが適当である。」との結論をいただきました。

この結論に基づきまして、今年度の秋田県最低賃金の改定の手続きを進めてまいりたいと思います。

ご意見がありました中小企業・小規模事業者への支援策は厳しい状況にあると認識していますし、それを十分考慮していただいた上でのご審議だとも承知しております。これにつきましては当局としても、業務改善助成金等の助成制度や働き方改革推進支援センターを通じた支援等について一層周知に努めてまいりますとともに、厚生労働省にも伝えさせていただきたいと思います。

今後は、改定後の最低賃金の履行確保に向け、広く県民に対する周知・広報に努めて参りたいと存じますので、委員の皆様には、それぞれのお立場からご協力いただきますようお願い申し上げます。

○赤坂会長

次に、議題2の秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会報告及び改正決定の諮問について審議を行ないます。

特別小委員会の委員長である白木委員から報告をお願いします。

○白木委員長

特別小委員会の委員長の白木です。審議結果について報告いたします。

特別小委員会は、本審議会からの付託を受け、本日午前10時から第1回特別小委員会を開催し、申出のあった4件の特定最低賃金について、金額改正の必要性の有無を審議いたしました。

その結果、申出のあった非鉄、電子部品、自動車製造、自動車小売の4件の特定最低賃金とも、全会一致により、「改正の必要性がある」との結論に達しましたので、ご報告いたします。

本審議会に対する報告文は事務局からお願いします。私からの報告は以上です。

○柳原賃金室長

報告文は机上に配付しておりますので、御覧願います。

それでは、報告文を読み上げます。

令和2年8月21日

秋田地方最低賃金審議会

会長 赤坂 薫 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県特定最低賃金に

関する特別小委員会

委員長 白木 智昭

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定の

必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和2年8月5日秋田地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料等の検討を行い、慎重に審議を重ねた結果、秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金について改正決定の必要性を認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった特別小委員会の委員は下記のとおりである。

記以下、読み上げは省略させていただきます。

以下は、同じく改正決定の必要性を認めるとの報告でありますので、標題のみ読み上げさせていただきます。

2枚目、秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）。

3枚目、秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

(報告)。

4枚目、最後でございますが、秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)。以上でございます。

○赤坂会長

ただ今の特別小委員会からの報告について何かご質問等ございますか。

(委員からの発言なし)

○赤坂会長

それでは諮問されておりました4件の特定最低賃金については、「改正の必要性あり」とする特別小委員会の報告のとおり、労働局長に答申することとしたいと思いますが、よろしいですか。

○委員多数

異議なし。

○赤坂会長

それでは、そのようにいたします。

事務局から答申文案を配付し、読み上げて下さい。

○柳原賃金室長

それでは、答申文案を読み上げます。

(案)

令和2年8月21日

秋田労働局長

甲斐 三照 殿

秋田地方最低賃金審議会

会長 赤坂 薫

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定
の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和2年8月5日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった秋田県非鉄金属製錬・精製業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定の必要性を認めるとの結論に達したので答申する。

以下は、同じく改正決定の必要性を認めるとの答申でありますので、表題のみ読み上げさせていただきます。

2枚目、秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)。

3枚目、秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)。

4枚目、最後でございますが、秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)。以上でございます。

○赤坂会長

ただ今の、答申文案でよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○赤坂会長

それでは、労働局長に答申いたします。

○佐々木賃金指導官

報道機関の方は、撮影しやすい場所に移動していただいて構いません。

【 局長に答申文を手渡す 】

○佐々木賃金指導官

カメラ取りは一旦中断させていただきます。

それでは会長、引き続きよろしく願いいたします。

○赤坂会長

ただ今答申いたしました「既設4件の特定最低賃金」の改正決定について、諮問があるようですので、労働局長から発言をお願いします。

○甲斐秋田労働局長

ただ今特定最低賃金について、改正の必要性ありとの答申をいただきました。

この答申に基づきまして、改めて4件の特定最低賃金改正に係る金額審議をお願いした

く諮問させていただきます。

委員の皆様には、ご多忙のこととは存じますが、調査審議の上、できる限り速やかにご答申いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○佐々木賃金指導官

報道機関の方は、撮影しやすい場所に移動していただいて構いません。

【 局長から会長へ諮問文を手交 】

○佐々木賃金指導官

それでは会長、引き続きよろしくお願いいたします。

○赤坂会長

それでは、事務局から各委員に諮問文の写を配付し、読み上げて下さい。

○柳原賃金室長

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

秋労発基0821第1号

令和2年8月21日

秋田地方最低賃金審議会

会長 赤坂 薫 殿

秋田労働局長

甲斐 三照

特定最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第4号）

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第3号）

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第5号）

秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第2号）

以上でございます。

○赤坂会長

ただ今、労働局長から既設4件の特定最低賃金の改正決定について、調査審議を求められました。

今後、それぞれ専門部会を設置して審議をお願いすることになりますが、事務局から各専門部会委員の推薦公示等、今後の予定について説明して下さい。

○柳原賃金室長

それでは、事務局から説明いたします。

ただ今、労働局長から令和2年度秋田県特定最低賃金の改正決定について諮問いたしましたので、本審議会として最低賃金法第25条第5項の規定により、関係労働者及び関係使用者から意見を聴くこととなります。このための公示を、本日举行します。

また、併せて、各専門部会の委員を選任するための推薦公示も本日举行します。公示の期間は、いずれも9月4日までの14日間とします。

なお、第1回の特定最低賃金専門部会は、例年どおり、合同で開催したいと考えております。開催日時については、事務局として、9月中旬から下旬頃を目途に開催したいと考えておりますが、今後選任されます各委員を含めて日程調整させていただいた上で、決定したいと思います。ご協力方よろしくお願いいたします。

○赤坂会長

その他、何かございませんか。

○柳原賃金室長

事務局からは特にございません。

○赤坂会長

委員の皆さんから何かありませんか。

なければ、これをもちまして本審議会を閉会いたします。お疲れ様でした。